３．変更のあった事項
　登録生存講習機関の代表者の氏名
　変更前：猪飼　康之
　変更後：岩ヶ谷光晴
４．変更のあった日
　令和８年６月19日
５．変更の理由
　令和８年６月19日付けで代表者の変更があったため

登録消火講習機関の登録事項の変更に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の19において準用する第83条の４の規定に基づく届出があったので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年９月25日

国土交通大臣　井林　辰憲

１．登録番号
　登録消火講習機関第９号
２．登録消火講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　太平洋フェリー株式会社
　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目24番８号いちご名古屋ビル６階
　代表取締役社長　岩ヶ谷光晴
３．変更のあった事項
　登録消火講習機関の代表者の氏名
　変更前：猪飼　康之
　変更後：岩ヶ谷光晴
４．変更のあった日
　令和８年６月19日
５．変更の理由
　令和８年６月19日付けで代表者の変更があったため

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年９月25日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

道路の種類	路線名	区間
一般国道	20号	甲府市国母八丁目743番地内の上り線
〃	〃	甲府市国母八丁目743番から同市国母八丁目1365番１までの上下線
〃	〃	甲府市国母八丁目1365番１地内の上り線

告　示

日本産業規格

令和８年９月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年９月25日

国土交通大臣　井林　辰憲

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

舟艇―主要データ　F0081

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省海事局船舶産業課においても閲覧に供する。

公　衆

最低賃金の改正決定に関する公示

鹿児島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和55年鹿児島労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月25日

鹿児島労働局長　永野　和則

第４号中「１時間1,026円」を「１時間1,090円」に改める。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

北海道地方交通審議会は、北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第５号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第６号）及び北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号060―0002北海道札幌市中央区北２条西19丁目８番」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について
２　適用する地域　北海道運輸局の管轄区域
３　適用する使用者
⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
　①　平水区域を航行区域とする鋼船
　②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
　③　木船
⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
　①　平水区域を航行区域とする船舶
　②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
　③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの
⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

令和８年９月25日

北海道地方交通審議会会長　高野　伸栄

北陸信越地方交通審議会は、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に北陸信越運輸局海事部船員労政課「郵便番号950―8537新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について
２　適用する地域　北陸信越運輸局の管轄区域
３　適用する使用者
⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
　①　平水区域を航行区域とする鋼船
　②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
　③　木船